

令和7年11月28日  
文化審議会  
無形文化遺産部会において決定

## ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について

平成15年（2003年）に誕生したユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約は、平成18年（2006年）に発効して以来、20年を迎えようとしている。締約国数は185か国（令和7年11月現在）を数え、本条約に基づき作成されている各種一覧表への登録件数も増加し、各国における無形文化遺産に対する認知や、無形文化遺産保護の重要性に関する認識の向上が図られてきている。拡張提案の制度が創設され、試験的な運用が開始されるといった登録メカニズムの一部見直しなど制度改善・充実も図られてきた。

日本は、本条約の運用面にも積極的に関わりつつ、日本からの登録に関しては、これまで「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への登録を推進してきた。登録にあたっては、これまでも隨時ユネスコにおける審査の方法や動向の変化に応じた方針をもって対応してきたところである。

今般、現行の対応方針の下での日本からの登録の進捗を受け、改めて下記1. の本条約の趣旨や原則等を考慮した上で、近年の動向も踏まえ、今後の日本からの各種一覧表への提案については、下記2. に沿って対応することが適切である。

この方針は、「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について」（令和4年2月25日文化審議会無形文化遺産部会決定）に代わるものとして策定した。今後も、ユネスコにおける本条約に係る動向や国内における保護の状況等を踏まえ、隨時見直していくものとする。

## 1. 無形文化遺産の保護に関する条約の趣旨について

### (1) 無形文化遺産の保護に関する条約の目的

無形文化遺産の保護に関する条約は、各国において無形文化遺産が認知され、尊重され、その保護が促進されることを目的としている。本条約の第1条には、以下の目的が明記されている。

- ・無形文化遺産の保護
- ・コミュニティが無形文化遺産を尊重することの確保
- ・無形文化遺産やその重要性の相互評価・重要性に関する意識向上
- ・国際的な協力・援助の規定

### (2) 各種一覧表の役割

上記の目的を達成する手段の一つとして、本条約においては次のとおり無形文化遺産に関する各種一覧表を作成することが規定されている。

- ・「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(第16条)
  - (目的) 無形文化遺産の認知やその重要性に関する意識向上  
文化多様性や対話の奨励
- ・「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」(第17条)
  - (目的) 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の適当な保護措置
- ・「無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動」(第18条)
  - (目的) グッド・プラクティスの共有を通じた無形文化遺産の保護

### (3) 各種一覧表作成にあたっての原則

無形文化遺産は、人が体現するものであり、伝承するコミュニティにとっては各々の無形文化遺産が等しく重要なものであることから、本条約においては、無形文化遺産相互の間に価値の上下はないことが前提となっている。

このことから、上記の各種一覧表作成にあたっては、無形文化遺産全体の認

知やその重要性の意識向上、さらに文化多様性の尊重に資するか、また、記載によって無形文化遺産を通じた対話が奨励されるか、といった基準により一覧表への記載にふさわしいかどうかが判断される（運用指示書 I.2）。個別の無形文化遺産の独自性やオリジナリティ、他と比較した優位性は評価の対象とならず、むしろ本条約における無形文化遺産の捉え方に沿わないとされる。また、人が体現する以上、無形文化遺産も時代や社会の変化に応じて変化するものとの認識に立っている。

#### （4）ユネスコにおける近年の動向

本条約の発効後、初めて各国からの提案に基づく各種一覧表への登録が行われた平成21年（2009年）は、まだ審査件数に上限が設けられていなかったが、事務局や審査側の人的体制の制約により、翌年以降限られた件数のみ審査が行われるようになった。現在では、年間の審査可能件数は60件となっており、登録案件のない国等を優先するため、日本の提案は実質2年に1件審査されるペースとなっている。

また、平成27年（2015年）の登録からは、それまで本条約の政府間委員会が一部自ら行ってきた審査を、中立の立場の専門家・専門的機関から構成される「評価機関」が行うこととなり、より専門的な観点から審査が精緻化・厳格化する傾向にある。

さらに、令和4年（2022年）の政府間委員会において、令和7年（2025年）審査サイクル（令和6年3月提案分）までについては、既に代表一覧表に記載された案件の拡張提案を、試験的に年間審査件数の枠外とする決定がなされた。その後、令和6年（2024年）の政府間委員会において、本制度の期限を令和9年（2027年）審査サイクル（令和8年3月提案分）までに延長することが決定された。

## 2. 今後の対応について

### (1) 基本的な考え方

日本は、本条約の運用の核を担う政府間委員会の委員国にも3度就任するなど、条約の運用にも深く関わってきた。引き続き、国内における無形の文化財の保護に関する経験や実績を活用し、世界における無形文化遺産の保護推薦等への貢献として、本条約の運用全体や各国との協力・交流に積極的な役割を果たしていくことが望ましい。

本条約の運用の中で、国内外の関心が高い一覧表への登録については、上記1. を踏まえ、日本文化の独自性等に関する一方的な発信にとどまらず、本条約の目的全体への貢献を念頭に、以下の観点を重視しながら提案案件の選考を行っていく。

- ・文化多様性の尊重への貢献
- ・国内における無形の文化財の保護に関する様々な経験や実績の各国への共有
- ・無形文化遺産を通じた国際的な対話・交流の促進

### (2) 具体的な対応

以上を踏まえ、無形文化遺産の伝承者(コミュニティ)の意思を尊重しつつ、今後は、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」のみならず、分野によっては「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」や「無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動」(グッド・プラクティス)への登録や、条件が整えば国際的な共同提案(拡張提案を含む)についても視野に含めて検討していくことが望ましい。

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への提案については、以下の①及び②のように考えていくことが適切である。

提案案件の選定にあたっては、提案対象の定義の明確化、担い手の範囲の特

定、次世代へ継承していくための国及び保存団体による保護措置の状況といった点について、ユネスコの登録基準に照らしても十分な準備が整っているかという観点からも、精査を行うことが必要である。

また、審査件数の制約が依然として厳しい状況にあることに鑑み、同じ分野のものをグループ化するなどの工夫を考慮した上で提案することが適切である。

## ①文化財保護法により保護措置が図られているもの

### （ア）国の指定・選定に係る「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」、「選定保存技術」

文化財保護法に基づき国が指定・選定する「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」、「選定保存技術」については、引き続きユネスコへの提案を推進していく。その際、ユネスコにおける審査件数の制約が依然として厳しい状況にあることに鑑み、引き続き同じ分野の文化財をグループ化するなどの工夫を考慮した上で提案する。

なお、現行の対応方針の下、過去にユネスコに提案したものの中の未審査のままの案件について優先的に提案を検討してきた結果、5件中2件が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録されている。

残る3件（「諸鈍芝居」、「多良間の豊年祭」、「木造彫刻修理」）については、引き続きグループ化に向けて検討し、ユネスコ登録に向けた適切なグループ化が可能となった時点で具体的な提案について検討していく。

このほか、ユネスコ登録を目指して様々な活動が行われているものもある。こうした動きについても、保護措置や適切なグループ化がなされ得るかといった点を見極めつつ、今後の提案候補として検討対象に含めていくことが適切である。

## (イ) 生活文化

茶道、華道、書道、食文化、和装、盆栽などの生活文化については、過疎化や急速な少子高齢化等による担い手不足などの理由により、存続の危ぶまれる事態が増えていることを背景として、令和3年、文化財保護法が改正され、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設された。この改正により、新たに生活文化も文化財保護法による保護の対象として位置づけられることになった。

文化財保護法改正後、生活文化の無形文化財としての登録が進む中、「伝統的酒造り」、「書道」をユネスコ無形文化遺産として提案した。

本条約の趣旨を踏まえ、条約における無形文化遺産の定義の広さに鑑み、また、日本の文化の多様性や深みを世界に広く発信していく観点からも、引き続き、文化財保護法上登録された生活文化のうち、ふさわしいものについてユネスコへの提案対象として検討していくことが適切である。

## ②文化財保護法以外により国の保護措置が図られているもの

条約における無形文化遺産の定義は、文化財保護法により無形の文化財として国の指定・選定・登録を受けたものよりも、広範なものとなっている。

文化芸術基本法上、我が国の文化としては様々なものがあり、文化財保護法により指定等を受けていないものの中にも、国内外において評価されているものがあり、ユネスコ無形文化遺産への登録を通じて、文化多様性の尊重の観点から、条約の目的へ貢献し得るものがある。

また、文化芸術基本法においては、政府として文化芸術に関する施策の総合的かつ一体的、効果的な推進を図ることとされており、文化庁以外の関係省庁によって保護措置が図られているものもある。

このように文化財保護法により保護措置が図られていない文化についても、文化財保護法以外により国の保護措置が図られているものについては、今後の

提案候補として検討対象に含めていくことが適切である。

その際、その保護措置の内容等が十分であるかをしっかりと見極めることが必要である。